

平成28年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p><b>【信号機設置について】</b>                      平成25年6月5日、清水市長あてに「大間木水深地区の危険な交差点に信号機の早期設置すること」を求めて、水深自治協力をあげて1,520人分の要望署名を提出しているが、いつ信号機が設置されるのか教えてほしい。信号機の早期設置を改めて強く求める。                      ※設置箇所は、別紙①地図参照。</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。                      信号機の設置につきましては、平成28年度も県公安委員会に引き続き要望してはおりますが、当該交差点におきましては、交差点西側からの交通量が少なく、また、西側に向けた道路整備が無いことから、東西方向の一時停止及び交差点内の注意を促す赤枠で対応しておりますので、ご理解をお願いします。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
2	<p><b>【信号の時間に関する要望】</b>                      梅の郷通りと和田通りの交差点（別紙②）にある信号は、優先通りである梅の郷通りの青信号の時間が和田通りの青信号より長くなっています。そのため、梅の郷通りを横断する歩行者が信号無視するケースが多く見られます。                      ついては、梅の郷通りの青信号時間を和田通りの青信号時間と同等に短くしてどうか検討をお願いしたい。</p>	<p>浦和東警察署より次のような回答をいただいております。                      交通量調査の結果から梅の郷通りを優先道路とみており、和田通りに比べ青信号の時間を10秒ほど長く設定し渋滞防止を考えているため、引き続き現在の時間割合で継続するものです。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
3	<p><b>【防犯のための街路灯・防犯カメラの増設を】</b>                      周辺の意見を聞くと、やはり直近の要望は防犯に対する要望が多くあった。特に、東浦和駅周辺では、駅近くにもかかわらず、特に武蔵野線沿線は、街路灯が少なく、防犯カメラもない。通学の2女子を持つ親御さんは、各2回車で往復する毎日らしい。                      防犯カメラ設置の動きがあるようだが、一向に痴漢や不審者が後をたたない。その抑止力となりうる防犯カメラの設置を早急をお願いしたい。                      また、街路灯は、防犯カメラに映像が映りやすくなるためにも、増設をお願いしたい。街路灯に直近するご家庭には、ご不便をおかけするかもしれないが、地元への貢献活動として認めて頂けるようお願いしたい。                      ※設置箇所は、別紙③地図参照。</p>	<p>防犯カメラにつきましては、プライバシー保護や肖像権の侵害という問題に加え、防犯カメラ設置に伴う画像記録装置等の設置場所、維持管理の方法や費用負担など様々な課題があると考えており、現在、市で防犯カメラの設置をしておりません。                      平成28年度から、さいたま市地域防犯活動助成金交付事業において、自主防犯活動団体が設置する防犯カメラの購入及び設置費用を助成対象経費に追加しました。  <b>【市民局市民生活部市民生活安全課】</b>                      街路灯の増設につきましては、現在沿線の共架可能な電柱に設置しておりますが、夜間の事故防止にあたり、さらに必要な場所がありましたら、現場立会いにて検討して参ります。また、井沼方公園内の公園灯及び付近の街路灯が照らしやすくなるよう、樹木の剪定を、お盆前までには実施したいと考えております。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
4	<p><b>【地域における自主防災活動の強化策について】</b>                      地域の防災活動を担うリーダーの重要性に議論の余地は無いが、そのような人材をいかにして育成するかが大きな課題である。                      このニーズに応える制度や仕組みとして、さいたま市の防災リーダー養成制度、NPO防災士の活動、防災アドバイザー制度があると思うが、それぞれのシステムの類似点や相違点、一長一短ならびに現状と、さいたま市の考え方や取り組み状況、さらにはこれら人材育成の地域支援等について、具体的に政策があれば開示していただきたい。</p>	<p>さいたま市防災アドバイザーは、地域の防災力向上を担う人材として、平成21年から24年にかけて防災士の資格取得の支援を行い、さいたま市防災アドバイザーを養成しました。現時点の研修としては、スキルアップを目的とした取組として毎年育成研修を実施しています。防災アドバイザーが地元自治会、自主防災組織、避難場所運営委員会などの場で、専門的な助言や運営の協力を行っていただくことで地域防災力の向上が図れております。                      防災リーダー養成制度としては、埼玉県の実業として、自主防災組織の研修等に埼玉県が養成・登録した自主防災組織リーダー養成指導員を派遣する制度が実施されております。                      今後は、埼玉県と連携するとともに地域の自治会・自主防災組織に溶け込み地区防災計画を策定できるような専門的な知識をもち地域性にあった助言・指導できるような人材を育成するための研修制度等を検討していきます。  <b>【総務局危機管理部防災課】</b></p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	<p><b>【尾間木公民館の要配慮者優先指定避難所について】</b>                      尾間木公民館は、要配慮者の優先指定避難所となっているが、さいたま市から各自治会に対する案内がない。                      災害時にはどのような避難者を受け入れるのか、明らかにして頂きたい。                      また、決まりがないと定員をオーバーすることが十分予想されるので、要配慮者に限定した受け入れ態勢が必要と考える。                      当自治会としては、各自治会から要配慮者の状態が分かる事前登録名簿を提出し、該当者を優先し受け入れていただきたいと考える。                      また、併設されている社会福祉法人『さいたま市立尾間木児童センター』についても、要配慮者の指定避難所とし指定し、妊婦及び乳幼児を持つ家庭の避難所とするよう要望する。</p>	<p>公民館は、学校の体育館と異なり、小規模かつ、ある程度仕切られた居室となることから、多数の一般の避難者が集まる施設とはしていないところです。                      大規模災害時には、自治会単位の避難は避難場所運営委員会を置く一般の避難所を用いていただき、乳幼児・妊産婦、障害者など、避難生活において、個室に近い配慮が必要な方には、一般の避難所と公民館で調整し、状況により支援者とともに公民館に移っていただくことを想定しています。反対に、公民館への避難者に学校等へ移動していただくこともあります。                      また、公民館は、避難者が少ない(減った)時に、学校等が本来の業務を行う必要があるため、(集約先としての)利用も想定されます。                      なお、指定避難所を増やす予定はありませんが、災害時に、指定避難所のみで避難者の収容が困難な場合には、他の公共施設についても、臨時に二次避難所として開設することを検討することになります。  <b>【総務局危機管理部防災課】</b></p>
6	<p><b>【申請書類の簡素化を】</b>                      当自治会は、毎年会長は順番で着任している。主な活動の中でも、申請書類に関してもう少し簡素化をお願いできないか。補助金、助成金を頂くのは大変有り難いが、現在、自主防災組織関係で3種、自治会運営で1種、衛生助成関連で1種等あり、高齢者や仕事を持つ方々には任が厳しく、このままだと会長職になる方が減少することも考えられる。なんとか方法はないか。</p>	<p>申請書類の簡素化につきましては、申請書式の改正や市ホームページから各種補助申請書をダウンロード可能とするなど、自治会の負担軽減に取り組んでまいりましたが、今後も申請受付を担当する各事業所管課と連携しながら、書式の見直しや添付書類の簡素化等について検討し、自治会負担を少しでも減らすことができるよう努めてまいります。  <b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>
7	<p><b>【市からの補助金について】</b>                      自治会に対しての助成のための補助金の増額を検討していただけるとありがたい。</p>	<p>自治会運営補助金につきましては、自治会加入率の低下に伴う会費収入の減少や自治会運営経費が増大している状況下において、平成24年度から世帯割を500円から700円に増額したところですが、                      現在の補助金では、自治会独自の活動にまで予算が回らないとのご意見ですが、補助金の増額につきましては、消費増税の影響等も考慮し、他政令市の状況も参考としながら検討してまいります。                      また、多くの方が自治会に加入していただくことで会費収入や補助金収入が増加し、安定的な予算確保につながり、活発な自治会活動が期待できることから、さいたま市自治会連合会及び民間事業者とも連携しながら、自治会未加入者に対する自治会加入促進に努めてまいります。  <b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>

## 平成28年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	<p><b>【市からの補助金について】</b>            現在、市役所から自治会加入世帯数×700円+10,000円の補助金を頂いているが、自治会内世帯数×700円+10,000円にするよう要望する。</p> <p>最近、自治会の脱退者や未加入者があるため自治会活動に支障をきたし、また高齢者の未加入者や児童家庭の未加入者などを差別するわけにはいかない。地域内全員の方々が防犯・安全・明るい未来・ボランティア活動により築く社会をつくるための要望である。</p>	<p>自治会運営補助金につきましては、自治会の規模に応じた経費を補助する「世帯割」として自治会加入世帯数に700円を乗じた額を加えて補助金を交付することにより、自治会の規模に応じた自治会活動の支援を行っております。</p> <p>御要望にありました、「世帯割」を加入世帯数から自治会内世帯数に変更することにつきましては、自治会が、地域の未加入者に対して加入の取組みを行っていることや必要に応じた対応をされていることは認識しております。</p> <p>運営補助金は、自治会のそのような取組みを含む運営全般に対して補助していることから、現在、算出方法を変更し、未加入世帯を含めた補助金交付額の算出基礎の変更は困難であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご提案のとおり、自治会の脱会者や自治会未加入者を減らし、自治会加入者を増やしていくことは、地域の課題解決に向けた活発な自治会活動を期待する上でも重要な課題であると認識しておりますので、さいたま市自治会連合会及び民間事業者とも連携しながら自治会加入促進に努めてまいります。</p> <p><b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>
9	<p><b>【自治会運営補助金の対象】</b>            自治会運営補助金は、負担金、寄付金、募金などを補助金対象外としている。会員の多くは、自治会運営補助金は受領する権利がある一方、尾間木地区自治会連合会や尾間木地区社会福祉協議会への会費や赤十字への協賛金、歳末助け合い等の募金は必要もないのに出しており、その分会費を減額すべきという意見も多く、総会等で苦慮している。なぜ、自治会運営補助金は、負担金、寄付金、募金などを補助金対象外としているのかご教示をお願いしたい。</p>	<p>自治会運営補助金は、自治会運営に要する経費の一部を補助するものであり、自治会活動のうち、公益的な活動に要する経費を補助対象経費としています。</p> <p>このため、自治会が自らの活動を伴わない各種団体への負担金や特定団体または個人への寄付につきましては、自治会が直接事業に携わらないものとして、補助対象外経費としております。</p> <p>また、自治会が行う募金につきましては、あくまで自治会会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきとの最高裁の判例もありますことから、補助対象経費とすることは適当ではないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>
10	<p><b>【補助金に関する提出書類、記載内容等】</b>            補助金全般について、ここ数年行政手続きが細くなり、提出する書類も記載する内容も多くなり、領収証などの書類の保存も5年間と会社などの法人と同様の対応に移行しているように感じるが、自治会を法人同様に扱う意図があるのかご説明をお願いします。補助金が適切に利用されているかどうかは、提出する書類や記載する内容を多くしなくとも、簡便な方法(例：税務調査のようなアトランダムな調査)で可能と思う。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行に当たっては、「さいたま市補助金等交付規則」において、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用することと定めております。</p> <p>このため補助金の交付に当たっては、補助事業者が個人か法人かを問わず、同規則に基づき厳格に処理を行う必要があります。</p> <p>自治会の皆様には大変ご苦勞をおかけしているところですが、自治会に対し一定の規制や制限を課すという意図ではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、ご提出いただく書類につきましては、添付書類の簡素化を検討するなど、できるだけ自治会の負担を少しでも減らすことができるよう努めてまいります。</p> <p><b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>

平成28年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	<p><b>【自治会運営、活動に関する質問】</b>                      No.7の議題に関連して、梅の郷自治会では、近年高齢化と30～50代世帯の共稼ぎの増加から、十数年前まで実施していた行事ができなくなり、役員のなり手がなかなか見つからず、自治会運営を地域の住民がお互いに顔見知りになる最小限の活動に限定しています。任意団体なので報酬も罰則もないので、出来る範囲で役員への就任をお願いしているのが現状です。したがって、自治会活動を法人のように扱くと、自治会からの退会者や新規加入者の減少が多くなると思うが、行政としてはどう考えているのか。</p>	<p>自治会を法人と同様にみなしてしまうと、自治会の負担が増し、役員のなり手不足や退会者の増加、新規加入者の減少につながるのではないかとのご意見ですが、本市におきましては、自治会は市民と行政の協働を推進する上で、行政の重要なパートナーであると考えており、また、市は自治会活動を制限しない範囲で運営に対する支援を行うこととしておりますので、自治会に対し一定の規制や制限を課すといった認識はございません。</p> <p>自治会長をはじめ自治会役員の皆様には大変ご苦勞をおかけしておりますが、市から自治会への依頼に際しましては、できる限り自治会の負担を軽減できるよう引き続き努めますとともに、より多くの皆様に自治会活動に参加していただき、活力ある自治会運営が実現できますよう、さいたま市自治会連合会及び民間事業者とも連携しながら、自治会加入促進に努めてまいります。</p> <p><b>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</b></p>
12	<p><b>【複合施設正面玄関前の植栽について】</b>                      大間木地内に新設された複合施設（緑消防署、公民館など）の、2階正面玄関前に植栽されている「ケヤキ」は、他の中低木の花木に変えたほうが良いのではないかと。                      理由は、ケヤキは成長が早く大木になり、将来的に枝葉の処置に苦慮することになると考えられること。また、根張りが大きく、植栽木周辺が根の成長とともに損壊することが考えられること。                      いずれにしても、緑陰を作ることには適しているが、欠点もあるので、早急に対応しなければ、近い将来維持管理が問題となるものと思慮される。</p>	<p>今回のご提案につきましては、「ケヤキ」以外の植栽に変更する方向で調整中です。</p> <p>維持管理及び環境適応性を考慮し、今後、植栽木を選定するとともに、移植に適した時期について、今後調整してまいります。</p> <p><b>【消防局総務部消防施設課／教育委員会事務局生涯学習総合センター尾間木公民館】</b></p>